

<研究ノート>

「パリ目録原則」をめぐる議論（その2）：日本目録規則1965年版の策定まで
—日本における近代目録法をめぐる論争を読む(5)—

和中幹雄

今回は1950年代末から『日本目録規則1965年版』（以下NCR1965）の策定までを取り上げる。

1950年代における「記述独立方式」の提唱とそれをめぐる記入論争は、1960年代に入っても決着はついていない。一応の決着がつくのは1970年代に入ってからである。

しかし、1960年代当初における最重要課題は、前回述べたパリ目録原則の策定をめぐる国際的な議論であった。この議論に始まり、1965年にはこの国際原則に従う規則としてNCR1965が策定された。このような1960年代の前半部を振り返ってみると、1950年代とは異なって、目録法をめぐる議論は、外形的にはそれほど活発ではなかったように思われる。

前回は、1961年10月9日～18日の10日間パリで開催された、国際図書館連盟（IFLA）主催の「目録原則国際会議」（International Conference on Cataloguing Principles：以下ICCPと略）における討議内容を概観した。今回は、この会議には63の国・国際機関が参加しているなかで日本はどのような立ち位置にいたかを検討することとしたい。

63の参加国・国際機関は次の通りである²⁾。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、セイロン、チリ、中華民国、コロンビア、チェコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、グアテマラ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、韓国、レバノン、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ローデシア・ニアサランド、ルーマニア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、米国、ソ連、ウルグアイ、ベトナム民主共和国、ベトナム共和国、西アフリカ、ユーゴスラビア；欧州ユダヤ・ヘブライ図書館協会、FAO、FID、国際農業図書館・文書館協会、国際法律図書館協会、国際音楽図書館協会、ISO、国連図書館ジュネーブ、国連図書館ニューヨーク、ユネスコ。

1. 「パリ目録原則覚書」再掲

「パリ目録原則覚書」（Statement of Principles）の諸原則は12項目（Section）にまとめられている。著者性に基づく基本記入の確認や団体名もとの記入の許容など、この覚書により、目録規則の国際的統一が大きく前進したことは明らかである。覚書本文の日本語訳は、ICCP出席者の中村初雄の報告（1962）³⁾と『国際図書館協会連盟パリ目録原則コ

ンメンタール：決定版『エヴァ・ヴェロナ註解と例』（1977）⁴⁾の2種類がある。これらの文献はともに入手しづらいので、前回とかなり重複する部分があるが、当時読まれていた、国際会議に出席した中村初雄による報告の中の翻訳部分を抽出して、12項目の諸原則を掲げておく。必要に応じて参照されたい。

各項目の右肩にある3つの数字は、「賛成：反対：棄権」の投票をした63の参加国・国際機関の数を示している⁵⁾。角括弧に入れた部分は引用者が補足した注釈である。またアンダーラインは引用者による。

<p>項目1 覚書の対象 (Scope of statement)</p> <p>ここに述べられる原則とは、標目ならびに記入語一即ち多くの記入をならべてゆく場合の順序を決定する主要素一を選択と形式について規定したものである。しかもそれは著者名で記入を作り、著者未詳または判明しても不適當・不十分であるときに書名記入を行ない、両種の記入を一つの abc 順に並べるといふ、刊本 (印刷本) の目録を前提としている。またこの原則は、あらゆる分野にわたったものを広くあつめている <u>一般図書館で、規模の大きなところの目録を顧慮して特に成文したものであるが、その他の図書館の目録にも、更にまた図書館目録以外の図書の abc 順リスト [例えば書誌・販売目録等] 作成にあたって、それぞれの目的に応じた改変を加えて、準用することが勧告される。</u></p> <p>[棄権：デンマーク]</p>	<p>62 : 0 : 1</p>
<p>項目2 目録の機能 (Functions of the catalogue)</p> <p>目録というのは、以下の如きことを確かめるための効果的な用具であるべきである。</p> <p>2.1 その図書館がある <u>特定の図書</u> を持っているかどうか？この場合その特定の図書とは、a 著者並びに書名によって、b 著者が記載されていない場合には書名のみで、c 著者名も書名もどちらも、その図書の識別 (Identification) に不適當である場合には、それ以外の別な、書名に代わる語で特徴づけられるものである。</p> <p>2.2 その図書館には、a <u>特定著者の著作</u> としてはどんなものが、b <u>特定著作のどんな版</u> があるか？</p> <p>[棄権：デンマーク、フィンランド]</p>	<p>61 : 0 : 2</p>
<p>項目3 目録の構成 (Structure of the catalogue)</p> <p>前項「目録の機能」を果すためには、目録は以下の如きものを含まなければならない。</p> <p>3.1 目録にとられる各図書に対し <u>最少限一つは記入を作り</u></p> <p>3.2 <u>必要に応じて、図書1に対し2以上の記入を作る。</u>それは利用者の関心を考えたり、また図書自体の性格から必要とされるもので、例えば</p> <p>3.21 著者が2以上の名称で、または3以上の形式で知られている場合</p> <p>3.22 著者の名は判明したのであるが、その図書の標題紙には記載されていない場合</p> <p>3.23 その図書が出来るまでに、何人かの著者・協力者が関係したり、分担した場合</p> <p>3.24 その図書の著者としては、異説があり、2以上の個人に帰せられている場合</p> <p>3.25 その図書が種々の書名で知られている著作を含んでいる場合</p>	<p>63 : 0 : 0</p>
<p>項目4 記入の種類 (Kinds of entry)</p> <p>記入には <u>基本記入、副出記入ならびに参照の3種類</u> が考えられる。</p> <p>4.1 各図書に対する一つの記入、<u>基本記入は詳細記入であって、その図書の識別に必要な総ての特徴を示すものでなければならない。</u>その他の記入は、副出記入 (即ち基本記入にもとづき、その記入 [カード] 上に与えられている情報を繰りかえしたものであるが、標目だけは他の標目をつけて作成する追加記入と参照である。この参照とは、利用者に、その目録中の他の個所を案内する機能を果すものである。[特定の図書に属するものではなく、標目または標目のグループに関するものである。]</p> <p>[棄権：ローデシア・ニアサランド]</p>	<p>62 : 0 : 1</p>

項目 5 複数の記入の利用 (Use of multiple entries)	59 : 4 : 0
目録の果すべき 2.1 と 2.2 の機能を最も効果的にするために以下のことをする。	
5.1 各図書に対し、 <u>その図書の中に書いてあるままの著者名、または書名のもとに作成した記入</u> 、及び	
5.2 その著者名、書名に種々の形が存在する場合には、各図書に対しては <u>統一標目⁶⁾で一記入を作る</u> こと。統一標目というのは、著者名の一形式、書名が 2 以上ある場合の一つの特定書名のことであり、また著者名・書名どちらも図書の識別に不適當な場合には何か適当な代用となる統一標目を作ることもある。そのほか	
5.3 適当な副出記入と参照の両方を、またはどちらかを作る。 [反対：フィンランド、インド、パキスタン、スウェーデン]	
項目 6 各記入の機能 (Function of different kinds of entry)	60 : 3 : 0
6.1 <u>著作の基本記入は、著者名で作られる場合は統一標目のもとに作るのが普通である。書名で基本記入をとる著作の場合にはその図書に印刷されている書名の方で、基本記入をとり、統一書名で副出記入をとってもよいし、あるいはまた統一書名の方で基本記入をとり、他の書名を副出記入なり参照にとってもよい。</u> 但し非常に有名な著作、特に伝統的な書名で知られている著作の目録の場合には、統一書名である後者のやり方の方が勧告される。 (11.3 参照)	
6.2 同一著者の他の名、または他の形式に対する記入を作る場合は、通常参照を用いる。但し特殊の場合には副出記入を用いてもよい。	
6.3 同一著作に対しての別の書名で記入が作られる場合には通常副出記入の形がとられる。しかし一つの標目のもとに何枚かの副出が必要なのを、一枚の参照でおきかえが出来る様な場合には、参照にしてもよい。	
6.4 副出記入 (または参照を用いるのが適当な場合には参照) は共著者、協力者等の名称をもとに、また書名がその図書を識別 [記憶] する要素になっている場合でしかも著者が基本記入になっているときには、書名のもとに作られるべきである。 [反対：デンマーク、フィンランド、スウェーデン]	
項目 7 統一標目の選択 (Choice of uniform heading)	58 : 4 : 1
<u>目録をとる著作の諸版に、最も頻繁にあらわれる、即ち使われている名称 (または名の形式) あるいは書名が、通常統一標目になる。</u> あるいはまた、認められている権威書を参考にして統一標目を決定する。	
7.1 何カ国語で出版されている様な場合には、一般には、原語の版にもとづいた標目を優先的に取扱う。但しその原語が目録の中では用いられていない場合には、よく用いられている方の言語の方の版を参考にして標目をとってもよい。 [反対：フィンランド、ペルー、ポーランド、スウェーデン] [棄権：インドネシア]	
項目 8 1 人の個人著者 (Single personal author)	58 : 3 : 2
8.1 <u>一個人によつての著作であることが確認された著作の各版に対する基本記入は、その著者の名のもとで作るべきである。</u> 著者の名が標題紙に書いてない版に対しては、必ず書名のもとに副出記入または、参照を出しておく。	
8.2 統一標目というのは、その著者の著作各版で、一番よく識別 [確認] に用いられている名称、しかもそこに出ている、一番完全な形である。例外は	
8.2.1 その著者に関する伝記だとか、歴史的・文献的 [評価のきまっている] 図書の中で、あるいはまたその人の著作活動以外の公的活動などで、他の名称、形式の方がより頻繁に使われている場合はその方を統一標目にする。	
8.2.2 同じ名の他人 (即ち同名異人) を区別する必要がある場合には、更に別の識別手段を加える。 [反対：フィンランド、ペルー、スウェーデン] [棄権：日本、オランダ]	
項目 9 団体の下の記入 9.1	56 : 7 : 0
9.1 <u>下記のような場合は、団体名のもとに基本記入を作る。</u> ここで団体というのは、団体	

<p>名または集合名で知られている施設・組織体または個人の集合のことを総称している。</p> <p>9.1.1 <u>その著作が本質的に、その団体〔総体として〕の思想・活動の表現であった場合</u>，たとえばそれが，その総括者または奉仕者としての誰かが個人名でサインしてあったとしても団体名のもとに基本記入を作る。</p> <p>9.1.2 <u>もし標題紙での表現，書名がその著作の性格とあわせ考えて，団体がその著作の内容に責任を持つということが明らかになっている場合</u>。</p> <p>[反対：チェコスロバキア，デンマーク，フィンランド，ハンガリー，オランダ，スウェーデン，ユーゴスラビア]</p>	
項目 9 団体の下の記入 9.2	59 : 3 : 1
<p>9.2 その他の場合で，団体が著者の機能に対し補助的な機能（たとえば編集）を実施したような場合には，団体名のもとで副出記入を作らなければならない。</p> <p>[反対：チェコスロバキア，フィンランド，ハンガリー]</p> <p>[棄権：デンマーク]</p>	
項目 9 団体の下の記入 9.3	57 : 3 : 3
<p>9.3 疑問になる場合，基本記入は団体名，書名，または個人著者名どれをとってもよい。但しいずれの場合にせよ，基本記入にとられなかったものから副出記入を作る。</p> <p>[反対：チェコスロバキア，フィンランド，イラン]</p> <p>[棄権：チリ，ハンガリー，日本]</p>	
項目 9 団体の下の記入 9.4	54 : 3 : 6
<p>9.4 団体名をとる場合には，その統一標目とは，その団体の出版物の中で，一番よく用いられている名称のことである。例外は</p> <p>9.4.1 その名称がどちらも〔同程度に〕屢々出版物に用いられている場合には，公式の名称の方を統一標目とする。</p> <p>9.4.2 何か国語かで正式の名称がある場合には，その目録の利用者の要求に一番適当とされる言語の形とする。</p> <p>9.4.3 団体が一般に伝統的な名称で知られている場合には，それが統一標目となる。（普通その目録の中で用いられている言語での伝統的名称）</p> <p>9.4.4 国ならびに〔州都道府県市町村等〕領土を持つ行政機関に対しては，統一標目とは，その目録の利用者の要求に最もふさわしい言語でのその地域を表現する一般の形式でなければならない。</p> <p>9.4.5 団体がそれぞれ時代によって改称し，それがホンの僅かな変更でない場合は，その出版物が出た時代の正式な名称がそれぞれ標目となる。それ以外の名称は参照で結びつける。</p> <p>9.4.6 同名の異団体を区別する為には，必要に応じて，名称以外に更に識別手段を加えなければならない。</p> <p>[反対：ルクセンブルグ，ペルー，スウェーデン]</p> <p>[棄権：チリ，チェコスロバキア，デンマーク，フィンランド，ハンガリー，イタリア]</p>	
項目 9 団体の下の記入 9.5	47 : 3 : 11
<p>9.5 憲法，法律と条約，それから相似の性格を持つある種の著作に対しては，〔それが実施されている〕適当な国名・地域名のもとに標目を取り，そのあとにその種資料の性格を表現する形式的または伝統的書名を用いる。必要に応じて，実際の書名から副出記入を作る。</p> <p>[反対：チェコスロバキア，イタリア，ルクセンブルク]</p> <p>[棄権：オーストラリア，ブルガリア，デンマーク，フィンランド，ハンガリー，オランダ，ポーランド，スウェーデン，ユーゴスラビア，FAO，国連図書館ニューヨーク]</p> <p>[投票せず：ローデシア・ニアサランド，国連図書館ジュネーブ]</p>	
項目 9 団体の下の記入 9.6	59 : 3 : 1
<p>9.6 ある上部団体の従属機関が団体著者として著作した場合は，その従属機関名のもとに基本記入を作る。例外は</p> <p>9.6.1 もしその従属機関名そのものが，従属関係または従属機関を含んでいたり，またはその従属機関を識別するのに不十分である場合には，上部機関の名称を標目とし，従属機関名を副標目とする。</p>	

9.6.2	もし従属機関が政府の行政的・司法・立法機関である場合には、標目はその国名または地域名であって、そのあとに機関の名称を副標目として用いる。 [反対：デンマーク，フィンランド，ハンガリー] [棄権：チェコスロバキア]	
項目 10	著者複数の場合 10~10.21 2以上の著者が一つの著作の制作にあたり関与分担した場合	58：2：0
10.1	その図書の中で、1人の著者が主著者として提示されており、他のものは、従属的・補助的役割を果している場合、基本記入は主著者名のもとである。	
10.2	主著者というべきものが表示されていない場合で	
10.21	著者が2~3人の場合、標題紙上最初に書かれている著者名のもとに基本記入がつくられる。他の著者名のもとに副出記入を作る。 [反対：ペルー，国際音楽図書館協会]	
項目 10	著者複数の場合 10.22	44：14：1
10.22	著者が4人以上の場合には、書名のもとに、基本記入をつくる。最初にあげられている著者名からは必ず、その他の著者名からは必要と思われる場合に副出記入をつくる。 [反対：アルゼンチン，オーストラリア，ブラジル，カナダ，セイロン，チリ，コロンビア，ジャマイカ，パキスタン，ペルー，タイ，ウルグアイ，FID，ISO] [棄権：ポルトガル]	
項目 10	多数著者の著作 10.3	35：22：2
10.3	合集 いろいろの著者のそれぞれ独立した作品（著作）または作品の一部を含んでいる合集の基本記入は	
10.31	それが総合書名を有する場合にはその合集の書名	
10.32	総合書名がない場合には、その合集の中の第1の著作の著者名または〔著者未詳，不適の場合〕書名	
10.33	いずれの場合にせよ、編さん者名がわかっている場合には、編さん者名から副出記入を作らなければならない。ここでいう編さん者とは、その合集に含ませる資料を各種の源泉を求め、あつめてくる責任者のことをいう。	
10.34	例外 もし編さん者名が標題紙上顕著に出ている場合には、編さん者名の方を基本記入にとって、書名を副出記入にとってもよい。 [合集に関わるこの項目は、最も意見の分かれ、現在でも、「集合体現形 (Aggregate)」という概念で議論されている項目である。] [反対：アルゼンチン，オーストラリア，セイロン，チリ，チェコスロバキア，ハンガリー，インド，ルクセンブルク，ニュージーランド，パキスタン，ペルー，シンガポール，南アフリカ，米国，ウルグアイ，西アフリカ，国際農業図書館・文書館協会，国際法律図書館協会，国際音楽図書館協会，ISO，国連図書館ニューヨーク，ユネスコ] [棄権：デンマーク，FAO] [投票せず：ローデシア・ニアサランド，タイ，FID，国連図書館ジュネーブ] [米国も含めた参加国から別途提出された代替案の投票結果は，賛成 25：反対 26：棄権 2：投票せず 10であった。] 7)	
項目 11	書名で記入されるべき著作 11.1	55：3：1
11.1	書名で基本記入がなされるべき著作	
11.11	著者未詳のもの	
11.12	著者4以上で、その中のいずれが主著者と決められるもの	
11.13	何人かの著者の著作や、著作の部分を合集したもので、総合書名あるもの	
11.14	著者の名でというよりもむしろ、書名で主として、また伝統的に知られている著作。（逐次刊行物・雑誌などもこの例である。） [「賛成：反対：棄権」の数字は11.14に対してのもの。反対：チェコスロバキア，スペイン，FID，棄権：チリ，国際音楽図書館協会]	
項目 11	書名で記入されるべき著作 11.2	60：0：0
11.2	書名で副出記入または参照をつくるもの。	

11.21 無著者名図書で著者が判明し〔著者名のもとに基本記入がつくられ〕たもの。	
11.22 著者で基本記入をつくるが、その書名もまた、識別（確認、アイデンティフィケーション）に重要な手段の一つとなるようなもの。	
11.23 団体名で基本記入をつくったもので、その書名は団体名を含んでいないが、しかしハッキリした書名である場合。	
11.24 例外的に、編さん者で基本記入をつくったような合集。	
項目 11 書名で記入されるべき著作 11.3	57 : 2 : 1
11.3 書名で基本記入される著作の場合、統一標目（基本記入たると、副出記入たるを問わず、6.1 参照）とは、原文の書名または、その著作の諸版で、一番頻繁に用いられている書名のことである。但し例外は	
11.31 もしその著作が、伝統的な書名で、一般によく知られているような場合、その伝統的な書名の方が統一標目となる。	
[反対：デンマーク，ポーランド]	
[棄権：フィンランド]	
項目 11 書名で記入されるべき著作 11.4	60 : 0 : 0
11.4 一部多冊のもので書名に変化があるような場合は最初の部分（冊）の書名が統一標目となる。但し以後の大部分が他の形である場合にはその方の書名を統一標目とする。	
項目 11 書名で記入されるべき著作 11.5	54 : 4 : 2
11.5 逐次刊行物が改題続刊してゆく場合には、それぞれの書名（誌名）を用いている部分に対しては、それぞれの書名（誌名）のものに基本記入を作る。そして基本記入にすくなくとも直前と直後の書名（誌名）を注記しておく。このような発行〔即ち改題続刊逐次刊行物〕に対して、一つの書名（誌名）を選んで、副出記入を用い集めてもよい。ただし書名の変り方が軽微である場合には、一番頻繁に用いられる形を統一標目として、全逐次刊行物をあつめてもよい。	
[反対：アルゼンチン，チリ，コロンビア，スペイン]	
[棄権：英国，イスラエル]	
項目 11 書名で記入されるべき著作 11.6	52 : 5 : 3
11.6 多数国間条約・会議並びにその他ある種類の出版物で、あまり特徴のない書名で発行されるものは、統一された伝統的な標目のもとに記入を作り、それらの著作の形式〔性格〕を反映〔表現〕させてもよい。	
[反対：チェコスロバキア，ハンガリー，イタリア，ルクセンブルグ，ノルウェー]	
[棄権：デンマーク，フィンランド，FAO]	
項目 12 個人の名	54 : 5 : 2
個人の名（姓）が 2 語以上からなり、そのどこからとるべきかを決定するのは、出来るかぎり、その著者の国籍の国〔語〕の慣習に従ってきめるべきである。もしそれが不可能な場合ないは〔国籍不明という場合もその国語では慣習がないという場合もある〕著者がよく使用している言語での慣習に従ってきめる。	
[反対：オーストリア，チェコスロバキア，ドイツ，ハンガリー，米国]	
[棄権：日本，スイス]	

2. 日本図書館協会目録委員会の活動

ICCP の討議への参加と討議結果を基礎とした NCR1965 の策定は、関野真吉を委員長とする日本図書館協会目録委員会が中心となって行われた。その活動を年月順に概観する⁸⁾。

2-1 目録規則改訂作業

日本図書館協会は、1953 年 1 月の『日本目録規則 1952 年版』（以下 NCR1952）刊行に

先立って、岡田温を委員長とする目録委員会を解散し、1952年11月にNCR1952の解説書を作成するために解説委員会を設置した。1954年12月に『日本目録規則解説』を刊行し、1955年2月に解説委員会を解散した。これらの詳細は前回の研究ノートを参照していただきたい⁹⁾。

引続いて日本図書館協会は、1955年6月24日に関野真吉を目録委員会委員長に委嘱した。同年9月1日に、石山洋、黒住武、沓掛伊佐吉、大西寛、阪田貞宜、高橋泰四郎の6名を委員に委嘱した。NCR1952の改訂作業はここから始まる。

1955年9月9日に開催された第1回目の目録委員会の会合において、委員会の任務は次の2項目にあることが確認された。

- (1) NCR1952に対する疑義を審査し、規定の解釈を定め、必要に応じ細則を設け、あるいは規定の改訂案を作成すること。
- (2) NCR1952に未だ包含されないで、しかも目録編さんに必要な諸規則を立案し、NCRの完成を期すること。具体的には、カード排列法の策定と逐次刊行物および特殊資料の目録規則の策定を指している。

(1)の任務の活動成果は、「日本目録規則 1952年版に対する諸意見」と題した小冊子(1960年2月印刷・配布)にまとめられている¹⁰⁾。この小冊子は、NCR1942を除き、昭和26年1月～昭和34年12月までの、『図書館界』『図書館研究』『図書館雑誌』に掲載された記事を中心に文献43点をリストアップし、「第1部 規則全般に関するもの」と「第2部 各条に関するもの」に分類し、各記事で述べられた主な意見を引用したものである。

目録委員会当初の活動は、(2)のカード排列法の策定に注力された。1957年4月の『図書館雑誌』(51(4). p.170)掲載の「目録委員会報告」において、「和漢書目録カードの五十音順排列規則の立案に終始し、本委員会の重要な任務であるNCRに対する批判及び質疑の検討に及び得なかった」と弁明している通りである。

一方で、「ALA目録規則改正のためのLubetzkyの草案の第1部が、2月下旬Harvard大学図書館のOsborn副館長から協会に送付せられ、6月のALA大会で討議されるため、5月末までに意見の提出が求められたので、本委員会はこれに応えるため、この草案を複製して、多方面の斯道研究者に配布の手続をとった」旨の報告もしている。これは、わが国の目録規則の策定と改訂は、米国とIFLAの大きな影響のもとに行われて来たことを端的に示す記事であろう。

カード排列法と逐次刊行物規則の案は、以下のように順次まとめられ公表された。

1957.5 「辞書体目録カード排列規則(案)」(『図書館雑誌』51(5). p.186-192)

1958.5 「日本排列規則(案) 辞書体目録カード排列用第1部」(『図書館雑誌』52(5) 付録1. p.1-8)

「この規則は、日本目録規則1952年版に基づいて作成された記入及び参照の五十音順排列に適用するものである」(第1章総則1)。

1959.2 目録委員会実行委員「逐次刊行物目録法の一問題」(『図書館雑誌』(53(2). p.59)

「逐次刊行物が改題しても、巻次が続いている限り、最新の誌名の下に一括記入するという従来の規定を支持する意見と、改題した場合には、巻次が続いていても、それぞれ独立の記入をした方がよいという新しい意見との対立である」ということが重要課題であると指摘している。

1960.5 全国図書館大会の技術部会で逐次刊行物の規則の草案を発表

1960.10 「逐次刊行物目録規則(草案)『図書館雑誌』54(10). p.20-24

「第2条 書名の変更とともに巻次を改めたものは、新しい逐次刊行物とみなす。

(以下略)

[別法] 巻次が継続していても、書名が変更されたものは、新しい逐次刊行物とみなす。」

「第3条 逐次刊行物は、書名を標目とする。(副出:編者)

但し、会報、月報、紀要、報告など、団体名をともしなわなければ個別化された書名とならないものは、団体名を標目とする。」

「第4条 書名は、その刊行物の最新号のものをとる。」

なお、1959年12月『図書館雑誌』掲載の目録委員会報告¹¹⁾において、この時点で、改訂版の早期刊行をあきらめ、NCR1952を急遽増刷し、増刷にあたっては多くの誤植等を修正することにした旨の報知を行っている。修正事項は多岐にわたり、①誤植の訂正、②字体の統一、③句読点の使用法を出来るだけの統一、④行の出入りの誤りの訂正、⑤用例中明確な誤用を削除(62(1))、⑥不明確な個所若干の補足修正(106, 109, 118等)もしくは本文中の不明確な点の修正(116等)、⑦「140参照」を「140通則」に改正、⑧用語定義及び索引中の排列の誤りの訂正、⑨序文末の委員名中の脱漏(4名)の追加を列挙している。

また、1961年1月の『図書館雑誌』では、目録委員会実行委員名で「日本目録規則改訂の問題点」を公表し、「国際会議を目前にひかえている関係上、大幅な改訂は見合せ、NCRの欠点を是正する程度にとどめる考え」であることをこの時点の方針として示している¹²⁾。

2.2 ICCPへの参加

カード排列法、逐次刊行物規則、NCR1952全般の改訂に加えて、1960年代に入って新たな課題が登場した。国際図書館連盟(IFLA)主催のICCPによる目録規則の国際的統一に向けた活動への参加である。この点も年月順に概観する。

<予備会議への参加>

それは、1959年7月に日本図書館協会が天野敬太郎を日本代表として「国際図書館協会連盟国際目録会議予備会議」(ロンドンで開催)に派遣したことから始まる。

予備会議出席から帰国後の1959年9月10日に開催された天野敬太郎による報告会の速記が下記の文献に掲載されているので、この出席報告に基づいて、予備会議での議論とわ

が国の立ち位置を見ることにする。

天野敬太郎「国際図書館協会連盟国際目録会議予備会議出席報告〔附 解説と資料〕」『図書館雑誌』53(11), 1959.11, p.454-460

次の7点の資料も付されている。

資料1 国際図書館協会連盟 (International Federation of Library Association) 国際目録法会議 (International Cataloguing Conference) 予備会合 (Preliminary Meeting) ロンドン, 1959年7月19-25日 報告書 1959年8月5日

資料2 Preliminary Meeting (予備会合) に提出された Working Papers (研究論稿) 15点のリスト

資料3 International Cataloguing Conference (国際目録法会議) のために準備すべき特殊研究

資料4 日本図書館協会から IFLA に提出された資料4点のタイトル

(1) Japanese Cataloguing Practice. (Working Paper No.15)

(2) Nippon Cataloging Rules. (NCR1952 の暫定翻訳の謄写版)

(3) A Bibliography on Cataloguing of Western Books in Japan (Tentative).
Compiled by Keitarou Amano, 1959. 16p. (謄写版)

(4) Libraries in Japan. 2nd ed. Japan Library Association, 1958. 76p.

資料5 Working Paper No.15. Japanese cataloguing practice 本文

資料6 Conference の趣意書 (関野真吉)

資料7 最近世界の目録規則一覧表

資料4は、予備会議に先立って、別途目録委員会が IFLA の国際会議事務局に提出した英文資料で、日本における目録法の現状についての英文報告 (資料5) とともに NCR (1952) の英訳も含んでいる。

資料5の Working paper No.15 では、日本目録法の現状を次の6項目にまとめている。

(1) 基本記入の原則 (Principles of main entries)

(2) 団体著者の確立 (Establishment of the corporate authorship)

(3) 継続物の entry (Serial entry)

(4) 日本人名 (Japanese names)

(5) 無著者名古典 (Anonymous classics)

(6) 日本語のローマ字綴り (The Romanization of Japanese)

1959年6月19日付で、「Conference の趣意書」と題した文書が、日本図書館協会目録委員長関野真吉名で関係者に配布されている (上記資料6参照)。これは、1959年7月20～25日にロンドンで開催予定の予備会議に日本図書館協会代表として天野敬太郎を派遣すること、会議出席に先立って打合せのために関東地区の目録委員会を6月29～30日に開催したい旨を関係者に伝えるための文書である。そこには、IFLA の国際会議事務局から送付されてきた趣意書の日本語訳とともに、予備会議での討議対象となる予定の15の Working paper のうち、すでに入手している3つの文書の写しが打合せのために配布された文書に含まれていた。3つの文書とは、(1) Ludwig Sickmann による Conference によつ

て考究すべき諸問題, (2) Wyllis E. Wright と Seymour Lubetzky による目録規則構成の原則, (3) S. R. Ranganathan による討議の問題点, であった。

趣意書によると, 予備会議の目的は次の 3 点にあった。

- (1) 1961 年開催予定の国際会議において考察されるべき問題の明確化
- (2) 国際会議の仮の議事日程の作成
- (3) Working papers 作成の委嘱

予備会議出席から帰国後, 天野敬太郎は 1959 年 9 月 10 日の報告会で, 予備会議の状況を語った後, 次のように述べている。

こういうことは, 従来規則に規定されているものばかりでありまして, 特別に新規な問題はないわけでありまして。その結果として一応結論を得たわけでありまして, 得ないものもありまして, 今後の研究課題としてのこされているものが若干あります。

会議の内容はこのように, 目録の規則の根本的な原則でありまして, それがひじょうに新しい新規の発明というものはありませんのでありまして, 従来おそらくこの 100 年間に幾度か繰り返し研究したことをもう一度再確認したという形でありまして, どちらにすべきかという難問題はやはり持ちこしているわけでありまして, 国際的のものであるというので再確認し, 別に従来英米その他のできている目録規則に統一するという気持ちはなく, 一応自然のすがたにおいて再確認し, 一つ線を出そうとするものであると思います。したがって別に取立てて新しい進歩, 新規な方法, あるいは革命的な取扱いというものは全くなかったわけでありまして。

では持ちこした難問題とはなにか。天野は次の 7 点を例として挙げている。

- (1) 従来の図書館的な目録にとどめるかあるいは抄録や文献目録にも及ぶかどうか。
- (2) 目録法の関係用語の定義, 概念, 各国語を対照して集めたものを作ること。
- (3) ヨーロッパ人以外の人名, 特にイスラム, インドの各種族の人名。日本人名については, 米国議会図書館などで規則ができていますが, それがよいかどうかは日本で研究しなければならない。
- (4) 標目における翻字の問題。日本語の場合には, ローマ字表記 (ヘボン式か訓令式か) の問題。
- (5) 複合姓と前置語をもつ姓の取扱い。
- (6) キリスト教の祈祷書その他宗教上の書物に uniform heading が可能か。
- (7) 継続出版物の entry の問題。改題した場合, 最近の書名を採る (米国) か最初の書名を採る (英国) か。

<ICCP 組織委員会との連絡窓口の設置>

IFLA のメンバーである日本図書館協会が正式に国際会議の日本の窓口となったのは,

1960年12月にIFLA国際目録会議組織委員会との連絡事務の責任者として目録委員会委員長関野真吉を任命し、組織委員会に通知すると共に、日本図書館協会の代表を1名会議に送る用意があることを通告したことに始まる¹³⁾。

翌1961年1月26日付で、目録委員会委員長から組織委員会に挨拶の書簡を送り、別便で下記の資料(各3部)を送付した。これは1960年3月24日付の組織委員会書簡の中の要求の一つに応えたものである。

- (1)『日本目録規則1952年版』
- (2)「日本目録規則改訂の問題点」(『図書館雑誌』55(1), p.12-17)の抜刷(タイトルを英訳し注を付したもの)
- (3)「逐次刊行物目録規則草案」(『図書館雑誌』54(10) . p.20-24)の抜刷(タイトルを英訳し注を付したもの)
- (4)既に提出済みのNCR1952の英訳とNCR1942について若干の説明を書き添えたもの
さらに2月8日付で、日本の目録用語のリストを送付し、代表の人選については、理事会において考慮中であることを伝えた。

1961年3月の『図書館雑誌』¹⁴⁾に以上の情報を提供するとともに、1961年10月9日～18日までの10日間、パリで「目録法の諸原則に関する国際会議」(International Conference on Cataloguing Principles)がユネスコ本部で開催されること、この会議の目的は、「会議の成功を確実にするために、その範囲を限定し、著者及び書名のABC順目録における記入の選択及び形式を決定する基礎的な諸原則について agreement に到達すること」であることを報知し、国内の関係者に協力を求めた。

2-3 ICCP 開催前の国内での討議

<国内委員会での討議>

日本図書館協会は1961年2月に、日本国内の意見を集約するために、国内委員会(National Committee)を設置した。そのメンバーは、国際会議の組織委員会事務局へ至急通知する必要に迫られていたため、目録委員会実行委員7名に、予備会議における代表天野敬太郎、日本図書館協会教育部会長中村初雄および国立国会図書館整理部長弥吉光長を加えた10名で構成することとした¹⁵⁾。

1961年5月25日に、日本図書館協会目録委員会は国内の専門的な研究者を対象として「目録法研究者全国会議」を開催した。その討議内容は次の7項目にまとめられている¹⁶⁾。

- (1) 基本記入の機能
- (2) 無著者名図書 of 取扱い
- (3) 団体著者
- (4) 逐次刊行物
- (5) 多数著者の著作
- (6) 多くの名をもつ著者の著作

(7) 日本人の姓名の記入形式

前回でも詳論したように、(1)と(2)については、Lubetzky と Verona の二つの立場をめぐる議論、すなわち、前者の「徹底した文献単位制の確立をはかる立場」、後者の「著者のある著作については著者記入制を擁護するが、無著者の著作および、書名の取扱いについては遡らず、目の前の図書に忠実であろうとする立場」の間の議論である。

(3)は、団体著者の範囲と形式の検討である。

(4)は、巻次が継続していても、書名が変更されたものは新たな逐次刊行物として別記入とするかどうか、団体名を含む誌名をもつ逐次刊行物を団体著者の下に取り扱うかなどなどの問題であるが、雑誌を求める利用者の大半は、主に雑誌記事に関心を抱いているので、「ドキュメンテーションとも関連して、考察したい」と注釈している。

(5)は4名以上の多数著者の著作を書名基本記入とすることの可否、(6)はペンネームをもつ著者名の本名への統一の是非、あるいは著作の種類による使い分けの容認の是非である。「ここにも文献単位か書誌単位かの議論が前面に現われてくる」と注釈している。

(7)については、「われわれとしては、日本人の姓名の取り方について、従来の外国目録規則の誤りをただすことに重点をおくべきであろう」としている。

前述した予備会議に先立って IFLA の国際会議事務局に提出した Working Paper No.15. には、日本人名について次のように記述されている。

As to the Japanese names, it is our customs from ancient times to write our given name after the family name.

It is seen in many catalogues of the European books that a given name is separated by a comma in heading, but it is not at all the proper form. That comma is only due to the convenience of the arrangement of entries, or to make Japanese headings into the European style.

日本人の名前については、古来より姓の後に名を書く習慣がある。

ヨーロッパ書籍目録を見ると、標目において名がカンマで区切られているものが多いが、これは正しい形式ではない。カンマは記入の排列の便宜のため、あるいは日本人の標目をヨーロッパ式にするためのものにすぎない。(引用者訳)

この指摘は、関野真吉が 1926 年 5 月に「洋書著者目録に於ける日本人の姓名の記入形式について(一)」(『図書館研究』(芸艸会) 5(1)) を発表して以来の持論である¹⁷⁾。しかし、パリ目録原則においても関野自身が委員長として編纂した NCR1965 においてもこの主張は反映されなかった。

<目録法研究者全国会議での討議>

国内の関係者の協力として、目録委員会は 1961 年 5 月 25 日に全国の専門家約 60 名を

招集し、第1回「目録法研究者全国会議」を開催した。この会議でどのような討議がなされたかを詳しく記した資料にはまだ出会っていないが、1961年8月の『図書館雑誌』に掲載した「国際目録法会議の審議資料について—附：目録法研究者全国会議の成果—」¹⁸⁾には次のような記述がある。ここで「審議資料」と言っているのは、ICCPで討議すべき内容を記した16点のWorking papersを指している。

以上については、先に設置した、この国際会議のための国内委員会の規模で討論をすると共に、5月25日開催した目録法研究者全国会議で全国の専門家約60名の熱心なご検討をいただいた。また国立国会図書館専門職員の御討議を審議資料を受取る毎に承っている。これら本邦における討論の結果、大体の傾向として(1)目録法の簡素化は望ましいが、しかしOsborn説の販売目録への接近には慎重で、(2)原則としてLubetzkyの線が支持され、具体的には(3)形式標目は排除され、(4)統一標目は原書名よりも慣用の自国語のもの、(5)逐次刊行物は改題毎に分割記入、(6)団体名の下に記入する逐次刊行物の範囲は書名のdistinctiveかどうかによる、などである。

なお、目録法研究者全国会議では山下隆吉氏の試案により「日本人名のとり方」を併せて審議した。(アンダーラインは引用者による)

以上が目録委員会を中心とした「日本の立ち位置」の概要である。

<ICCP直前の目録委員会報告>

1961年8月の『図書館雑誌』掲載の「委員会報告 目録委員会」¹⁹⁾には、次の3点が報告されている。

- (1) 逐次刊行物目録規則(草案)(1960.10『図書館雑誌』54(10).p.20-24)の公表。
- (2) 目録委員会実行委員「日本目録規則改訂の問題点」(『図書館雑誌』55(1),p.12-17)の公表。
- (3) 国際目録会議についての準備として、目録法研究者全国会議の開催。

「内容は別途報告」とした上で、「目録委員会としては、この全国会議の討論をNCR改訂の中に反映させたい希望である」と述べている。

2-4 日本代表中村初雄の参加報告

日本代表としてICCPに出席した中村初雄は、帰国後2つの報告を発表している。第1は1961年12月に『図書館雑誌』に公表した暫定報告である²⁰⁾。第2は1962年5月の報告であり、これの大半は本稿第1章に掲載したICCPの決議と覚書の翻訳である²¹⁾。

前者の暫定報告には、原案が討議の結果変更された項目のうち、中村が重要と思われる点を列挙しているので、それを紹介したい。

- (1) 覚書の対象(Scope of statement)について

この原則の適用範囲は、「著者主記入〔著者名未詳または不適の場合は書名標目〕目録における印刷本の記入に関して」であるが、「図書館としては、一般主題分野にわたる大研究図書館ということになっていたのが、アメリカ代表の主張で「研究」という制限語を削除することになった」ことをまず挙げている（項目1参照）。

(2) 標準標目 (standard heading) について

「記入は一つとは限らず、いくつも使用するという方針は原案と変りないが、「統一をとるために用いる標準標目という概念と用語について相当議論された。著者名を主記入にとる場合は、標準標目即ち主記入標目で原案通りであるが、書名で主記入をとるような場合には、標準〔標目〕書名の方が副記入になることをも許容することになった」という変更を二番目に挙げている。著者は統一標目という点に変更はないが、書名で基本記入をとる著作の場合には、統一標目ではなく、その図書に印刷されている書名（著作名）も許容されることに変更された（項目6参照）。

この議論の中で、原案で使用されていた標準標目 (standard heading) という語、採択された原則覚書では、「統一標目」 (uniform heading) の語に変更された（項目7参照）²² ことには触れていない。

(3) 逐次刊行物の記入について

逐次刊行物が改題続刊されてゆく場合は、主記入はそれぞれの誌名の下に作る。目録上一箇所に集める要求があった場合には、〔統一誌名の下に〕副記入を作ってもよい、ということになった（項目11.5参照）。

(4) 団体著者の下の記入について

団体著者の下の記入に関する条項では、原案では、「自然人も団体も目録上は区別せずに著者たり得る」という原則論で解決を試みたが、改訂案では「次の様な場合には、団体名の下に主記入を作る」と冒頭に断り、「その著作が本質的に、その団体〔総体として〕の思想・活動の表現であった場合」や「もし標題紙での表現、書名がその著作の性格とあわせ考えて、団体がその著作の内容に責任を持つということが明らかになっている場合」という規定に変更された（項目9.1参照）。「これは原案よりも、より具体的な説明であるとも言えるが、・・・ルベツキー氏は不満であったろう」と中村は感想を述べている。

(5) 憲法・法律・条約等の標目について

憲法・法律・条約その他類似の性格を持つ著作グループに対し、形式副標目をとることは結局認められ、憲法・法律等はそれが施行される国名が標目となることになった（項目9.5参照）。

(6) 4以上の著者の場合の記入について

主著者というものがいない場合の4以上の著者の場合は書名が主記入となり、第1の著者名からは必ず副記入を作ることになった（項目10.22）。

(7) 合集について

「合集の総合書名が有する場合には編者ではなく書名で主記入」「総合書名がない場合

には、第 1 の著者または書名で主記入」に対して「編者主記入，編者名なきときに総合書名を主記入」という二つの論の対決がみられたが，結局 35：24 かで前述の案に落ち着いた（項目 10.3 参照）。

(8) 投票について

「投票で決をとったのは前後 27 回かあったが，比較的話し合いが円滑に行なわれ，また準備もよかったのと，議長，特に副議長の人柄も効を奏し，あまり反対票にあつまるといふことはなかった」という好意的な感想を述べている。

(9) 原案の修正全般について

「ルベツキーが，あまりにも枝葉末節化して，規程のための規程，例外のまた例外といったことの甚だしくなった，ALA 規則を反省する文書を発表以来，ライト（米国目録規則改訂委員長）ダンキン教授等の手でもまれ，更に英国のチャプリン氏が参加各国の意見をとり入れ討議原案を用意し，その原案がまた 63 代表の希望により，実情にあまり無理を与えないように修正が加えられていった」という現実的な妥協であったことを率直に述べている。

(10) 会議全般の評価

会議全般についての中村の評価は次の通りである。

会議の席上，ルベツキー，ランガナタン等何人かの理論家が主張した意見もおさえられ，実際と妥協してしまったというところがないわけではない。

これでは現在のものと大差ないではないか」という批判も甘受しなければならぬ個所もある。

しかしとも角，全代表が納得して，最後の決議として，「今回議論一致をみた目録原則の内容を，各自が代表した国の図書館人並びに関係当局に徹底さすべく万全を期す」と約束したことは大成功と言えよう。

2-5 目録規則改訂方針の変更

NCR1965 の「目録委員会報告」（p.8）に，NCR1952 の改訂方針の変更を 1961 年末に行ったことについて次のように言及している。

委員会は，中村初雄氏の帰国をまって，国際会議の決議を詳細に検討した。その結果，これまでの NCR 改訂方針を変更し，標目関係の部分，国際協定の線にそって，全面的に書き改めることに決定した。

この方針変更に伴って，目録委員の増強とともに，国立国会図書館との連携を強化し，

次の体制によって、NCR 改訂作業に着手した。

委員長：関野真吉

委員：石山洋，岩渕泰郎，沓掛伊佐吉，真中祐一，丸山昭二郎，内藤朱実，中村初雄，乙骨達夫，高橋泰四郎，竹内哲

その成果は、まず、1963 年 5 月 31 日の 第 2 回目録法研究者全国会議で「日本目録規則 1963 年版原案」を提示され、さらに 1964 年 2 月に「日本目録規則 1964 年版（委員会案）を諮問委員に諮問し、全国会議出席者に送付した。

NCR1965 の「目録委員会報告」（p.9）には、本規則の性格について次のように述べている。

この規則の性格については、規則の序説に述べられているため、ここには繰り返さないが、一言にしてこれをいうならば、国際会議において決定をみた諸原則をとり入れ、和漢書でも洋書でも処理できるよう定められたものであるということである。

3. TEXA グループによるパリ目録原則批判

NCR1965 刊行前に、パリ目録原則について批判的な見解をまとめた形で公表したのは、TEXA グループと名乗る坂本徹朗（東洋レーヨン中央研究所調査室）、天満隆之輔（大阪学芸大学付属図書館）、拝田顕（大阪市立中央図書館整理課）、朴木貞子（北野病院図書室）、森耕一（大阪市立中央図書館整理課）の 5 名からなる研究者グループである。グループの討議結果を森耕一がまとめて、「目録原則国際会議の決議に対する意見—特に国内目録法との関係において—」と題して 1963 年 11 月の『図書館界』15(4), p.105-111 に発表した。

彼らは記述独立方式を標榜するグループではあるが、ここでは記入方式を問題とするのではなく、パリ目録原則の著者基本記入方式を前提とした上での批判である点に留意する必要がある。グループの 1 人である坂本徹朗は、TEXA グループがこの問題を取り上げたいきさつを次のように述べている²³⁾。

周知のように、われわれは目録法については、標目と記述の分離方式の支持者であり、実行者です。しかし、この度は、この立場をとりませんでした。むしろ中小公共図書館の毎日の実務として、「こういう規則は実行可能かどうか」という検討のし方をしてみました。

森耕一が 10 項目にまとめた研究報告を紹介する。グループ検討にあたって、同様な問題意識をもったとされる Ranganathan の代案²⁴⁾も援用しながら論じている。10 項目のあとに、「付録 I 国際会議で採択された目録規則（抄）」と「付録 II Ranganathan の代案

(抄)」の二つの翻訳を付している²⁵⁾。

(1) 原則の適用範囲

これは、「項目 1 覚書の対象 (Scope of statement)」に対する批判である。この原則に対しては、棄権したデンマークを除き、すべての国・国際機関が賛成票を投じているが、議論がなかったわけではない。この覚書の対象となる図書館は、9 月 4 日に提出された原案では、「大きな総合研究図書館の目録を特に顧慮」したものであったが、米国、Ranganathan 等の提案により、「この原則は、あらゆる分野にわたったものを広くあつめている一般図書館で、規模の大きなところの目録を顧慮して特に成文したものである」と改められた。「大きな総合研究図書館」から規模の大きな「一般図書館」に変更されたのである。デンマークは、「目録原則についての国際的的了解を得るための公約数には、特定の図書館のタイプを限定しない方が良いのではないか」と棄権した理由を挙げている²⁶⁾。

小規模な図書館から大規模な図書館、総合図書館から専門図書館すべてに適用できるようにするために示した Ranganathan の代案は次の通りである。

・・・これらの原則は、国際目録規則および一国の目録規則としてのワクをしめしたものであるが、個々の図書館および個々の書誌に適用する場合には、Principles of Local Variation にしたがって、必要な改変を加えることが勧告される。

Principles of Local Variation (ローカル・ヴァリエーションの原則) とは、Ranganathan が提案する規範的原則に基づくルールの設定を指している。図書館一般の原則に加えてこのルールを設定することにより、目録利用についての関心事が異なる研究図書館と一般図書館、大図書館と中小図書館等、館種による相違の問題を解決することができるという考え方である²⁷⁾。

(2) 目録の機能

項目 2.1 (特定の図書の識別) については異論はないとしているが、項目 2.2 (特定の著作、特定著作の版の識別) については次のように述べている。

・・・Verona も指摘しているように、この条件は、時に 2.1 に抵触する。しかし、この条件の趣旨は、それほど強いものではない。・・・2.2 が、この程度のゆるい形での要求ならば、われわれも承認することができる。

これが TEXA グループの基本的な立ち位置である。

(3) 目録の構成

項目 3 の 3.21 から 3.23, 3.25 は他の条項と重複しているので、それらは削除し、3.21 は 6.2 へ、3.22 は 11.21 へ、3.23 は 6.4 へ、3.25 は 6.1 と 6.3 へ移行すべきであると提言している。

(4) 記入の種類

項目 4.1 の「基本記入は詳細記入であって、その図書の識別に必要な総ての特徴を示すものでなければならない。」とあるが、「ユニット・カード制が広く採用されている現今でも、依然としてこういう規定が必要なのであろうか」「副出記入も full entry ということになりはしないか」という彼らの従来からの疑問を提示している。

(5) (6) 標目の選定

「著者または書名に、2 以上の名（または形式）がある場合に、いずれを基本記入の標目にえらぶかという点で、国際会議の結論と Ranganathan の主張とは根本的に相違している」と指摘している。

国際会議では、著者基本記入は「統一標目」とし、書名基本記入の場合は「図書自身にある書名」を基本記入の標目としてもよいし、統一書名を基本記入の標目にしてもよい。前者の場合は統一書名を副出記入の標目に、後者の場合は、「図書自身にある書名」も含めてその他の書名を副出記入の標目にせよと謳っている。これは統一標目を非常に重視した結果である、というのが国際会議に対する TEXA グループの評価である。

これに対して、Ranganathan は徹底して「標題紙尊重」である。すなわち、目録をとろうとしている図書の標題紙にあるがままの著者・書名を標目にとり、その他の形からは参照するという考え方である。

この標題紙尊重—いいかえれば、著作 (work) でなく図書 (book) 中心—という目録のとり方には、少なくとも二つの利点があるとする。

- ① 作業は転写のみで、他の図書や参考図書を探査する必要がない。
- ② 著作に基づいた標目は多くの利用者の記憶に一致しないことが多い。一方、統一標目に基づく網羅的な探索は専門的な利用者が行うものであるが、その探索の要求は強いので、統一標目で集めなくとも探索を行うであろう。また、要求の強い利用者の数は、特定図書のみを求める利用者よりも数少ない。この立論の背景には、民主主義の発達あるいは読書人口の増加がある。

さらに、「この要求にこたえるものは、本来書誌である」とし、目録の書誌情報提供の役割を重視していない点がここでは重要である。「あらゆる館種の図書館目録にまで書誌的機能が要求されるならば、過重である」というのが TEXA グループの立ち位置である。

(7) 無著者名図書の範囲とその取扱い

「標題紙上に著者名がなければ、無著者名図書とする。そして、著者名が判明した場合は、記述で著者を補い、著者の副出記入をつくる」という Ranganathan の方式に賛同している。

(8) 団体著者記入

図書については 9.1 および 9.2 の「団体名の下での記入」の原則を、われわれも支持するが、雑誌 (serial) は例外として、団体標目をとらず、すべて誌名を基本記入の標目とすべきであると考え。①図書と雑誌とでは、利用者から求められている文献の単位がちが

うこと、②雑誌の場合、利用者の究極的な検索目標は雑誌論文であるためである。

9.3 については、「どちらでもよいというのであったら、ことさら原則に銘記しておく必要はなかろう」という日本の国内委員会の意見に賛同している。

和書と洋書の両者を通じて、団体名の統一標目を設定するというのは、国語の点で疑問である。そのため、次のように提案している。

和書については、国内の団体は、項目の 9.4, 9.41 により、外国の団体名は、その日本語訳を採り、その形式を統一することにつとめる。国際団体は、統一した日本語訳を標目とする。一方、洋書については、標題紙にある形を、そのまま標目とする。国際団体は、英語形を採る。TEXA グループは、このように和書と洋書を区別するという立ち位置にいる。

(9) 著者複数の場合

項目 10 のもとの各条項には、ほとんど異論をもたないが、10.34 の例外規定については、「この例外規定を捨ててしまっ、編さん者はこれをすべて副出記入で解決する」という方針の方がスッキリすると考える中村初雄の意見に賛同している。

(10) 書名記入

「11.11 書名で基本記入がなされるべき著作 著者未詳のもの」に対して、Ranganathan の代案「標題紙上に著者名のあがないない図書」のように、より明確な表現をとりたい。また「11.14 著者の名でというよりもむしろ、書名で主として、また伝統的に知られている著作（逐次刊行物・雑誌などもこの例である）」に対して、これに該当するものとして、「逐次刊行物」と「参考図書などで、逐次版を重ねるうちに、編者の変わるもの」の2種を挙げることを提案している。

4. NCR1965 の特徴

志保田務は『日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究』（学芸図書, 2005）において、「1940年代から1980年代までの「日本目録規則」の各版に二種のパターンが交互に採用されていることを発見した」と述べている（p.3）。二種のパターンとは、「国際標準重視」²⁸⁾と「国内事情重視」という相容れない二つのポイントが「日本目録規則」の各版に交互に採用されてきたというパターンのことを指している。「国際標準重視」としては、NCR1942, NCR1965, NCR1987 であり、「国内事情重視」としては、NCR1952, NCR1977 を指しているようである。

筆者もこの点について、1993年刊の丸山昭二郎編『目録法と書誌情報（講座図書館の理論と実際 第3巻）』において、世界中の文献のなかで日本（または東アジア）の文献をどのように位置づけるかという観点から、NCR1942, NCR1965, NCR1987 が和（漢）洋書共用、NCR1952 と NCR1977 は和（漢）書専用であることを指摘している。NCR1942 以前の目録規則もそのタイトルが示すように和漢書専用である（和漢圖書目録編纂規則

(1893), 和漢圖書目録編纂概則(1910), 和漢圖書目録法(案)(1932))。

これは漢字仮名交じりという文字表現形式に由来するものであり, 当然, カードや書誌レコードを排列させるときに, 検索が容易になるように, 標目自体ではなく, 標目に読みを振って, その読み(仮名やローマ字で表現)により一意に排列することが出来るようになるからである。この問題は, JAPAN/MARC においては, 書誌データを記述ブロックの漢字データとアクセスポイント・ブロックの片仮名(ローマ字)データとのリンク付けの構成で解決した点に相当している。

一方, NCR1965 は NCR1952 を基礎に, NCR1952 は NCR1942 を基礎にして改訂した, すべてが著者基本記入方式の規則である点では共通している。この3つの目録規則の目次は次の通りである。

NCR1965	NCR1952	NCR1942
凡例 序説 1. 目録の目的 2. 目録の種類 3. 著者書名目録 4. 著者書名目録の機能 5. 目録規則 6. この規則の沿革 7. 日本目録規則 1965年版 第1章 総則 1. 目的 2. 目録の構成 3. 標目 4. 統一標目の選択 5. 標目の読みの形 6. 記入の記載事項 7. 基本記入の形式 8. 副出記入の形式 9. 分出記入の形式 10. 参照とその形式 11. 記入のカード上の記載位置 第2章 1個人の著作 第3章 個人著者名の形式 第4章 1団体の著作 第5章 団体著者名の形式 第6章 多数著者の著作 第7章 逐次刊行物 第8章 無著者名の著作 第9章 既存の1著作に関係のある著作 第10章 種類の形式の著作 第11章 図書の記載事項 第12章 書名, 著者・版等の表示 第13章 出版事項 第14章 対照事項 第15章 注記事項 第16章 補助記入のトレーシング 第17章 逐次刊行物の記載事項 第18章 地図の記載事項 第19章 楽譜の記載事項	第1章 総則 第2章 標目 I 標目の選び方 II 標目の形式 a. 個人著者 b. 団体著者 c. 書名及び特殊な標目 第3章 図書の記述 I 標題 a. 書名 b. 巻次 c. 著者表示 d. 版 II 出版事項 a. 出版地 b. 出版者 c. 出版年 III 対照事項 a. 巻冊数, 頁数 b. 図版, 表等 c. 大きさ IIII 注記事項 a. 叢書注記 b. 一般注記 c. 内容細目 第4章 副出記入 第5章 分出記入 第6章 参照 用語定義 索引	総則 本記入 標目 著者標目ノ記載法 個人 團體 書名オ標目トスルモノ 特殊標目オ立ツルモノ 標題 書名 著者名 版 出版事項 対照事項 註記事項 副記入 参照 文字, 記號 附則

第20章 記入の排列 付録 索引		
------------------------	--	--

(ゴシックは引用者による)

NCR1942 および NCR1952 と NCR1965 には大きな相違がある。

その第一は、NCR1942 および NCR1952 にはなかった「序説」を設け、パリ目録原則に準拠して目録の目的や構成を明示した点であるが、それ以上に重要な相違がある。それは、「著作の形式」という概念を導入して、標目（基本記入の標目）を選択することになった点にある。

NCR1965 は 20 章あるが、第 2 章から第 9 章までが、「著作の形式ごとに基本記入の標目は何かを示し、第 10 章はその応用として、図書としての形態から何を基本記入の標目にすべきかを示し」ている。NCR1942 と NCR1952 では、NCR1965 の第 10 章に相当するものが標目選択のすべてであり、NCR1965 において、第 2 章から第 9 章が新たに設けられることになったのである。つまり、NCR1942 や NCR1952 には、「著作」概念が不鮮明であり、基本記入の標目は「著作の形式」に基づいて選択されるという原則が明示されていないのである。

5. おわりに（次回への予告）

筆者は当初、本稿で 1960 年代を終える予定であった。しかし、NCR1965 刊行前後に取り上げるべき事項が多くなってきたため、本稿は NCR1965 刊行で締め括ることとする。次回への予告ということで、それらの課題を列挙しておきたい。

- (1) 日本図書館協会編『整理技術テキスト』（日本図書館協会, 1964.5, 117p）の刊行
- (2) 『整理技術通信』（No.1～No.15（1965年10月1日～1970年9月25日）の刊行
- (3) 森耕一のパリ目録原則批判
- (4) 著作論の観点からの NCR1965 批判
- (5) 国立国会図書館の印刷カードサービスをめぐる課題

1) 次のような基本記入をめぐる重要な論考は継続して発表されているが、いずれも散発的であり、論争とはなっていない。

1957.6 森 耕一, 朴木 貞子「基本記入とはなにか: Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』8(6), p.145-152

1960.2 森耕一「基本記入に関する考察(上)」『図書館界』11(6), p.203-210 (1-2)

1960.8 長澤 規矩也「著者名目録と著者標目の欠点」『和漢古書目録法』汲古書院. p.12-18

1960.10 Verona, Eva.; 森耕一 (訳)「文献単位と書誌的単位」『JLA Information Service』1(3/4), p.125-141

1961.8 桒上衛「基本記入否定の考察」『図書館界』13(3), p.81-86

2) International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9-18th October, 1961;

Report, edited by A. H. Chaplin and A. Anderson, London: Organising Committee of the ICCP, 1963

国名表記は、当時の英語表記を適宜片仮名化したものである。

- 3) 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議 (第1回)」『図書館雑誌』56(5), 1962.5, p.256-264
- 4) 『国際図書館協会連盟パリ目録原則コンメンタール: 決定版 / エヴァ・ヴェロナ註解と例; 国際図書館協会連盟[編]; 坂本博[ほか]訳』 図書館技術研究会, 1977.2. 142p
- 5) 前掲 2)より抽出
- 6) 1961年10月のICCPで提案された原案では、uniform headingではなく、standard heading (標準標目)の語が使用されていた。項目7の討議のなかで uniform headingに変更された。本稿では、後掲 20)の暫定報告で中村初雄が使用している「標準標目」の語を含む文を引用する場合を除いて、すべて「統一標目」の語を使用している。
- 7) 前掲 2), p.67-68
- 8) 主に『日本目録規則 1965年版』の「目録委員会報告」による。
- 9) 詳細は本誌1号掲載の和中幹雄「『学校図書館』誌における記入論争 1951~1955—日本における近代目録法をめぐる論争を読む(1)—」 p. 28-32を参照のこと。
[38be701cf3d0b7163ff4ef638b76a010.pdf \(techser.info\)](https://techser.info/38be701cf3d0b7163ff4ef638b76a010.pdf)
- 10) この小冊子は、日本図書館協会図書館に所蔵あり。
- 11) 関野真吉「通信 目録委員会」『図書館雑誌』53(12), 1959.12. p.515
- 12) 目録委員会実行委員「日本目録規則改訂の問題点」『図書館雑誌』55(1), 1961.1. p.12-17
- 13) 関野真吉「国際目録会議 1961」『図書館雑誌』55(3), 1961.3. p.90-91
- 14) 前掲 13)
- 15) 日本図書館協会目録委員会「目録法研究者全国会議の開催について」『図書館雑誌』55(4), 1961.4. p.124
- 16) 前掲 12)
- 17) 関野真吉『図書目録法研究』(関野真吉先生喜寿記念会(独協大学図書館内), 1973. p.6-11)に収録されている。また、この編纂書には、1973年に執筆した続編「著者目録における日本人の姓名の記入形式について(二完)」(p.12-26)も収録されている。和中幹雄は「標目に使用される個人名の形式について」(『整理技術研究グループ50周年記念論集』日本図書館研究会整理技術研究グループ, 2007.9. p.144-151)においてこれら二つの論文を紹介し、その重要性を再評価している。
- 18) 日本図書館協会目録委員会「国際目録法会議の審議資料について—附: 目録法研究者全国会議の成果—」『図書館雑誌』55(8), 1961.8. p.271
- 19) 関野真吉(委員長)「委員会報告 目録委員会」『図書館雑誌』55(8), 1961.8. p.256
- 20) 1961.12 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議 (ICCP) について」『図書館雑誌』55(12), p.397
- 21) 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議 (第1回)」『図書館雑誌』56(5), 1962.5, p.256-264
- 22) standard heading から uniform heading に変更された経緯については、前掲 1) *Report* の p.39 参照。
- 23) 坂本徹朗「目録原則国際会議について (ぶらうじんぐ・るうむ)」『図書館界』15(5)=77, 1964.1, p.166
- 24) Ranganathan, S.R. International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9-18 October 1961 and its findings. *Annals of library science*, 9(1), 1962. p.15-38.
- 25) この TEXA グループの論考は、Ranganathan のパリ原則批判の紹介という側面もある。森耕一は 1967 年にパリ原則の討議過程を踏まえた論考を発表しているが、それは次回に回したい。
- 26) 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議 (第1回)」『図書館雑誌』56(5), 1962.5, p.257 右欄
- 27) 前回論文 p.53 参照

<http://techser.info/wp-content/uploads/2023/04/0ac3c023b19ec4b5fee2ed000adfc88.pdf>

28) 「国際標準重視」と言っても、実態は、戦前の目録規則以来、一貫して英米の目録規則をモデルにしている。

(わなか みきお)
2023 年 10 月 22 日受理